

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第35号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成22年2月21日 15時50分ごろ
発生場所	長崎県対馬市鼠島南東方 対馬鼠島灯台から真方位160° 750m付近 (概位 北緯34° 18.7′ 東経129° 18.3′)
事故等調査の経過	平成22年2月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数等 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーヨット MURRELET、長さ8.76m 260-23009静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	バラストキール擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか同乗者3人が乗り、約1.5mの喫水で、対馬市鼠島南方を約3ノットの速力で、手動操舵により東進中、平成22年2月21日15時50分ごろ、鼠島南東方の浅所に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視程 約2海里以上 海象：潮汐 下げ潮中央期、うねり なし、波浪 穏やか
分析	乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 なし 気象・海象の関与 なし 判明した事項の解析 本船は、鼠島南方沖を東進していたが、初めて鼠島南方海域を航行する際の適切な水路調査を行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が鼠島南方沖を航行する際、適切な水路調査を行わなかったため、同島南東方の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。